

令和2年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年3月10日(火)午後1:30~2:30

2. 場所 : 役場庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (1人) 4番 工藤勉

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第4号 令和2年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報について

日程第5 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第7 議案第7号 贈与税の納税猶予に関する証明について(農業経営)

(令和2年第3回3月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2番長井進君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番田守和人君、並びに、3番下村勇一郎君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 3ページをお開きください。 これは、貸人が農地を売買するため、合意解約するものです。 理由は貸人が農業経験がないことや、遠方に住んでいることで農地を手放したいと考えていたところ、農地を取得したいと考えている農業者がいたことで解約するものです。 3ページに議案書の写し、4ページに合意解約書、通知書の写しを添付してありますので参考にしてください。 以上報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に対して、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に日程第4、議案第4号、令和2年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報についてを議題といたします。

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>5ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第4号、令和2年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供についてご説明します。</p> <p>令和2年度農作業標準賃金を別紙のとおり改定したいので審議を求めるものです。</p> <p>また、令和2年度農地賃借料情報について、別紙により情報提供することに農業委員会の承認を求めるものです。</p> <p>去る、令和2年2月28日に五戸町公民館において五戸町、新郷村の両農業委員長、会長職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果です。</p> <p>農作業標準賃金は青森県最低賃金の28円引き上げにより着色した部分の賃金が6,100円から300円引き上げ、6,400円としております。</p> <p>なお、それ以外の農業作業料金についても、畦ぬり1m当り5円、代かきは10a当り200円、田植えは900円、コンバインは、結束付は2,500円、結束なしは2,000円を引き上げております。</p> <p>変更理由としては、法人くらいし及び他町村の標準額を考慮しております。</p> <p>また、農地賃料の平均額は、田ですが昨年1件の申請のみでしたので10a当り12,000円となっています。</p> <p>畑ですが10a当り最高額が10,000円、最低額が7,200円で平均額は8,700円になっています。</p> <p>6ページから7ページに標準賃金表、及び農地賃料情報を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>今日の総会で決定、承認を頂きましたら3月中には全戸配布します。</p> <p>またホームページで公表をする予定です。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第4号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第5、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第7号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第5、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買が3件であります。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>議案第5号、受付番号第7号の申請は、譲渡人が農業経験が少ないことや、長い間、他町村に住んでいることで、申請地の維持管理が困難な状態であります。</p> <p>その理由から農地を手放したいと考えていたところ、今回の譲受人が規模拡大を望んでいることで売買するものです。</p> <p>9ページに議案書の写し、10ページに農地法3条1項の調査書、11ページに許可申請書の写し、12ページから13ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、10ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第7号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第5、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第8号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14ページを開きください。</p> <p>議案第5号、受付番号第8号の申請は、譲渡人が長い間、他町村に住んでいることで住居及び申請地の管理が困難な状況にあり、手放したいと考えていたところ、譲受人が新規に農業経営を考えていたことで申請されたものです。</p> <p>譲受人と、3月2日に日向会長、佐藤久美子委員、私が面談を行いました。</p> <p>17ページの営農計画にあります。かぼちゃを作付けして、地場産へ販売の予定とのことです。</p> <p>14ページに議案書の写し、15ページに農地法3条1項の調査書、16ページに許可申請書の写し、17ページに営農計画書の写し、18ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、15ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第8号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。</p>

	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第5、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第9号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
	<p>19ページを開きください。</p> <p>議案第5号、受付番号9号の申請は、譲渡人の申請地が、譲受人の畑の近隣にあることと、譲受人の山林が譲渡人の山林の隣にあることで所有権移転ですが、双方の所有地の交換です。</p> <p>19ページに議案書の写し、20ページに農地法3条1項の調査書、21ページに許可申請書の写し、22ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>また、20ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第9号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号第7号から9号まで原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>23ページを開きください。</p> <p>日程第6、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号2の5号及び2の6号、受付番号5号及び6号について説明いたします。</p> <p>令和2年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>受付番号5号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、</p>

	<p>氏名、経営面積等について、24ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>25ページは新郷村長からの協議文書、27ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、28ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、34ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>次に受付番号6号ですが、農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、29ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>25ページは新郷村長からの協議文書、30ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、31ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、33ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の5号及び2の6号、受付番号第5号及び6号の説明を終わります。</p> <p>引き続き整理番号2の7号及び2の8号、受付番号第7号及び8号について説明します。</p> <p>35ページを開きください。</p> <p>令和2年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>受付番号第7号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、35ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>36ページは新郷村長からの協議文書、37ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、38ページから39ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、48ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>次に、受付番号8号ですが、農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、40ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>36ページは新郷村長からの協議文書、42ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、41ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、43ページから46ページに利用集積計画書の写し、48ページから53ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の7号及び2の8号、受付番号7号及び8号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は原案のとおり承認することとしました。</p>
議長	<p>次に、日程第7、議案第7号、贈与税の納税猶予に関する証明についてを議題といたします。</p> <p>議案第7号については、5番荻沢委員が利害関係人となっている事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで5番荻沢委員は退室してください。</p>
	(荻沢委員退室)
議長	<p>それでは、議案第7号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>54ページを開きください。</p> <p>日程第7、議案第7号、贈与税の納税猶予に関する証明、農業経営についてご説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は租税特例措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。</p> <p>なお、証明願いが遅延して提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとするものとなっています。</p> <p>継続年数は3年で今回、贈与税の猶予の継続のために、確かに農業経営を行っている旨の承認を求めの方が、記載のとおり贈与年度が平成10年度の2名となっております。</p> <p>なお、総会において承認されると受贈者が八戸税務署に農業継続証明書を添えて提出することになっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第7号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p> <p>5番荻沢委員を入室させてください。</p>

	(荻沢委員入室、着席)
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和2年第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者